

議 案 提 出 に つ い て

議案「鶴保庸介参議院議員の能登半島地震に関する発言に抗議する決議」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和7年9月17日

金沢市議会議長 前 誠 一 様

提 出 者				
金沢市議会議員	新 広	谷 田	博 美	範 代
〃	熊 栗	野 森	盛	夫
〃				慨

議会議案第12号

鶴保庸介参議院議員の能登半島地震に関する発言に抗議する決議

我が石川県において、令和6年1月1日に発災した能登半島地震は、死者・行方不明者551人、負傷者1,267人、全壊・半壊等の住家被害115,681棟、その他道路・港湾・公共施設など多くの公共資本に甚大な被害をもたらし、かつ、令和6年9月の奥能登豪雨被害が加わり、住民の帰還を含め、復興への道はいまだ見えない状況である。特に、被災後の住環境や避難所生活は、ライフラインの切断と冬季の厳しい寒さにより劣悪な環境であったこと、また、生活必需品の供給は、道路網や港湾が崩壊し、発災時からしばらく自衛隊による空輸に頼らざるを得ない程の大規模な震災被害であった事実は、記憶に新しいところである。

このような石川県の状況を踏まえ、鶴保庸介参議院議員は、令和7年7月8日、参議院予算委員長という重要な役職にあるにもかかわらず、公衆の面前で「運のいいことに能登で地震があった。緊急避難的だが金沢にいても輪島の住民票が取れるようになっていった」などと発言した。

陳謝・発言撤回して委員長を辞任したが、このことは、国家行政・立法に携わる国会議員の品格が疑われるだけでなく、被災者の心情が傷つけられ、能登の住民をはじめ、石川県民を冒瀆するものである。

石川県金沢市は、県都として能登半島地震からの復興と被災住民の生活支援に今後とも積極的に関わる義務がある。

よって、本市議会は、鶴保庸介参議院議員の発言により低下した国政・国会に対する信頼を回復するよう、本市議会の総意をもって強く抗議し、自戒を求める。

ここに、決議する。

議 案 提 出 に つ い て

議案「喜成清恵議員に対する議員辞職勧告決議」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和 7 年 9 月17日

金沢市議会議長 前 誠 一 様

提 出 者				
金沢市議会議員	稲上	端田	明雅	浩大
〃	坂高	本	泰	広誠
〃	麦広	田		徹代
〃	熊久	田野	美盛	夫子
〃	福	保田	洋太	郎
〃				

.....

議会議案第13号

喜成清恵議員に対する議員辞職勧告決議

喜成清恵議員が令和 5 年 3 月21日未明に酒気帯び運転容疑で摘発された事件を受けて、本市議会は、令和 5 年度 6 月定例月議会以降、全ての定例月議会において喜成清恵議員の議員辞職勧告決議を全会一致で可決している。にもかかわらず、決議を尊重せず、いまだ議員を辞職していない喜成清恵議員の姿は、到底市民から理解を得られるものではない。

金沢市議会基本条例において、議員は「高い倫理観と品位を保持し、議員として誠実かつ公正に職務を遂行する」こととされているが、これは、議会の諸活動についてのみ遵守すれば足りるというものではなく、私生活においても議員に高い倫理観と自律性の下で行動することを要請するものである。在職中に刑事処分を受けた事実は、市民の信頼を大きく損ねるものであり、公人である市議会議員の職責を担う者として、著しく不適切であると言わざるを得ない。

よって、本市議会の名誉と市民からの信頼が回復されることを願い、喜成清恵議員に一連の行動についての反省を強く求め、速やかに自ら金沢市議会議員の職を辞するよう勧告するものである。

ここに、決議する。

議 案 提 出 に つ い て

議案「能登半島地震被災者の医療費窓口負担と介護サービス利用料の免除再開のための財政支援を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和7年9月17日

金沢市議会議長 前 誠 一 様

提 出 者

金沢市議会議員

〃

〃

山

広

森

下

田

尾

明

美

嘉

希

代

昭

議会議案第14号

能登半島地震被災者の医療費窓口負担と介護サービス利用料の免除再開のための財政支援を求める意見書

能登半島地震から1年8か月が経過し、引き続き復興への取組が行われているが、復旧・復興は、いまだ道半ばとなっている。

その中で、自治体の国民健康保険事業会計や介護保険事業会計、後期高齢者医療広域連合への国からの財政支援によって、一定以上の被害を受けた被災者の医療費の一部負担金や介護保険利用料を免除する措置が実施された。この措置は、これまで被災者の命と健康を守るために大切な役割として機能してきた。しかし、この被災者への支援は、能登地域の自治体をはじめ、金沢市でも本年6月をもって終了し、継続することができなくなった。

現在も、富山市や協会けんぽなどでは、引き続き医療費一部負担の減免措置を継続している。復旧・復興を進めるためにも、被災者が住む地域や加入する保険の種類にかかわらず、安心して医療や介護サービスを受けられる仕組みが必要であり、そのためには国の支援が欠かせない。

よって、国におかれては、能登半島地震被災者への医療費一部負担や介護保険利用料の免除を復活するため、保険者の財政的負担が生じないよう国による支援を行うよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議 案 提 出 に つ い て

議案「消費税減税実施を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和7年9月17日

金沢市議会議長 前 誠 一 様

提 出 者

金沢市議会議員

〃

〃

山
広
森

下
田
尾

明
美
嘉

希
代
昭

.....
議会議案第15号

消費税減税実施を求める意見書

食料品をはじめとする多くの品目について物価が高騰しており、物価高騰対策が緊急の課題となっている。さきの参議院選挙において、消費税減税が物価高騰対策として有効であるとして、その実施を求める民意が示された。

2025年、食料品の値上げが2万品目にも及ぶことが明らかとなるなど、物価高騰は、ガソリン代や電気代だけでなく生活と営業の多くの分野に及んでおり、その対策は、緊急の課題となっている。

消費税は、所得税減税や給付金と違い、5%引き下げるだけで14兆円もの減税となるため、物価高騰対策としては消費税減税が有効である。

よって、国におかれては、消費拡大と景気回復に役立つ消費税の減税に踏み出すよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議 案 提 出 に つ い て

議案「生活保護基準引下げ訴訟判決を踏まえた改善を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和7年9月17日

金沢市議会議長 前 誠 一 様

提 出 者

金沢市議会議員

〃

〃

山
広
森

下
田
尾

明
美
嘉

希
代
昭

.....
議会議案第16号

生活保護基準引下げ訴訟判決を踏まえた改善を求める意見書

本年6月27日、最高裁判所は、2013年から2015年にかけて行われた平均6.5%、最大10%の生活保護費引下げについて、違法との判決を下した。

この判決は、国の生活保護行政が、憲法と生活保護法に違反したことを厳しく断罪した判決である。

しかし、国は謝罪表明もなく、原告に引下げ分を補償する措置をいまだにっていないのは遺憾である。

よって、国におかれては、被害の回復と、このような違法行為が繰り返されることがないように、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 原告や生活保護費の引下げの影響を受けた全ての生活保護利用者に対して、国は直ちに謝罪を行うこと。
- 2 減額した生活扶助費を遡って支給すること。
- 3 生活保護行政の誤りについて、検証と再発防止に努めること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議 案 提 出 に つ い て

議案「外国人の国民健康保険料及び住民税に係る未納対策を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和7年9月17日

金沢市議会議長 前 誠 一 様

提 出 者

金沢市議会議員

〃

〃

〃

〃

〃

〃

上

坂

高

麦

熊

久

福

田

本

田

野

保

田

雅

泰

盛

洋

太

大

広

大

広

誠

徹

夫

子

郎

議会議案第17号

外国人の国民健康保険料及び住民税に係る未納対策を求める意見書

国民健康保険事業は、賦課された保険料が適正に納付されることで健全な運営が確保されるべきものであるところ、外国人による国民健康保険料の納付率が日本人を含めた全体の納付率より大幅に低い旨の調査結果が厚生労働省によって示された。また、一定の所得がある者に対して公平に課され、徴収されるべき住民税についても、出国した外国人等に係る未納が確認されているところであり、外国人に係るこれら公租公課の未納への対策は重要な社会的課題となっている。

国においても、令和7年6月13日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2025において、外国人の税・社会保険料の未納付防止や社会保険制度の適正な利用に向けて、未納付情報等の連携による在留審査への有効活用、外国人の保険適用の在り方等の検討を行う旨が明記されたほか、厚生労働省において外国人による未納への対策として国民健康保険料を前納できる仕組みを導入する方針が定められた旨や、総務省により出国者の住民税の未納に関する実態調査が実施される旨が報道されるなど、当該課題に対する取組が進められつつある。

このことに関し、当該課題の解決に向けた施策の立案及びその実施に当たっては、正確な情報の把握及び制度の周知とともに、国民健康保険料及び住民税の賦課徴収業務を担う地方公共団体の実情を踏まえた制度設計が不可欠である。

よって、国におかれては、外国人の国民健康保険料及び住民税に係る未納対策を確実に推進するため、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 国民健康保険料及び住民税の納付状況を全国的に調査した上で、外国人について未納が発生している原因や徴収における問題等、実態を分析してこれを明らかにすること。
- 2 賦課された国民健康保険料及び住民税の納付義務について理解させるよう、国において、来日する外国人に制度を一層広く、丁寧に周知する取組を実施すること。
- 3 国民健康保険料の前納制度の整備に当たっては、地方公共団体における賦課徴収の実情を踏まえた上で実効性を担保するとともに、可能な限り地方公共団体の事務負担が増大することのない制度とするよう留意すること。
ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議 案 提 出 に つ い て

議案「地域医療提供体制の維持・確保のための診療報酬改定等を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和7年9月17日

金沢市議会議長 前 誠 一 様

提 出 者				
金沢市議会議員		高	森	誠
〃		栗	端	慨
〃		稻	田	浩
〃		上	本	大
〃		坂	田	広
〃		麦	谷	徹
〃		新	田	範
〃		広	野	代
〃		熊	保	夫
〃		久	田	子
〃		福	保	郎

議会議案第18号

地域医療提供体制の維持・確保のための診療報酬改定等を求める意見書

昨今の急激な物価高騰や人件費の上昇に対し、診療報酬等の改定が十分に追いついていないことから、公定価格である診療報酬により運営される保険医療機関等は、深刻な経営難に陥っている。この問題が解決されなければ、地域に不可欠な医療サービス等の提供体制を維持していくことすら困難となる事態が強く懸念される。

このような中、令和7年6月13日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針2025では、物価・賃金上昇への対応や経営の安定・賃上げの必要性が明記されたが、今後の予算編成や診療報酬等の改定において、現場の実態をどこまで適切に反映させられるかは依然不透明である。

地域医療の提供体制を維持・確保し、国民が安心して暮らしを営んでいくために、医療機関の経営を安定化させ、さらに持続可能なものとすることは、喫緊の課題である。

よって、国におかれては、こうした状況を真摯に受け止め、適切かつ早急に改善するため、経営に必要な経費は診療報酬で賄うことを基本として、臨時的な診療報酬の改定や国による補助制度の創設・拡充などを早急に講ずるよう、強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議 案 提 出 に つ い て

議案「埋設インフラ（下水道管等）の計画的更新の促進を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和7年9月17日

金沢市議会議長 前 誠 一 様

提 出 者				
金沢市議会議員		高	森	誠
〃		栗	端	慨
〃		稻	田	浩
〃		上	本	大
〃		坂	田	広
〃		麦	谷	徹
〃		新	田	範
〃		広	野	代
〃		熊	保	夫
〃		久	田	子
〃		福	郎	郎

議会議案第19号

埋設インフラ（下水道管等）の計画的更新の促進を求める意見書

我が国の下水道管等の埋設インフラは、高度経済成長期に集中的に整備されたものが多く、近年、老朽化に伴う破損・漏水や道路陥没などの事故が各地で発生している。とりわけ石川県においては、令和6年能登半島地震により下水道をはじめとするライフラインの脆弱性が改めて明らかになった。また、金沢市においても、豪雨災害や積雪に起因する負荷、さらには酸性排水等による管の腐食が深刻化しており、埋設インフラの計画的更新による災害時のリスク低減と市民生活の安全確保は喫緊の課題となっている。

しかしながら、自治体の財政状況は極めて厳しく、膨大な更新費用を単独で負担することは困難である。計画的かつ着実なインフラ更新を推進し、災害に強い持続可能な都市基盤を築くためには、国による強力な財政支援と技術的後押しが不可欠である。

よって、国におかれては、早急に下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 下水道管等の埋設インフラ更新に係る財政支援を拡充するとともに、安定的な支援制度を構築すること。
 - 2 老朽度診断技術、長寿命化工法等の活用支援と、地方自治体における専門技術者の確保・育成のための施策の強化を実施すること。
 - 3 能登半島地震の教訓を踏まえた「災害に強いライフライン網」の構築と、広域連携による代替・補完体制の強化を実施すること。
- ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議 案 提 出 に つ い て

議案「さらなる少人数学級の推進及び教職員定数の改善を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和7年9月17日

金沢市議会議長 前 誠 一 様

提 出 者

金沢市議会議員

〃

〃

〃

新 広 熊 栗

谷 田 野 森

博 美 盛

範 代 夫 慨

議会議案第20号

さらなる少人数学級の推進及び教職員定数の改善を求める意見書

学校現場では、貧困、いじめ、不登校や教職員の長時間労働・未配置など、解決すべき問題が山積しており、教員が、子どもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。この状況を踏まえ、子どもたちの豊かな学びと学校の働き方改革をともに実現するためには、少人数学級の推進とともに、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数の改善が不可欠である。

令和3年3月に公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律が改正されたことにより、令和7年度までに小学校の学級編制標準は35人に引き下げられた。中学校においても令和8年度から学級編制標準が引き下げられる方針が示されるなど、近年、少人数学級の制度整備は進みつつある。

しかし、今後さらにきめ細かい教育活動を実現するためには、さらなる学級編制標準の引下げによる少人数学級の実現とともに、高等学校における少人数学級の早期実施が必要である。加えて、実効性のある働き方改革を実現するためには、自治体による「業務の3分類」をはじめとした施策に対する十分な財政措置が不可欠である。

よって、国におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識し、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、下記の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 高等学校における35人学級を早急に実施すること。また、さらなる学級編制標準の引下げ等による少人数学級の推進について検討すること。
- 2 長時間労働是正などの学校の働き方改革を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など、教職員定数の改善を推進すること。
- 3 自治体において、国の標準を下回る学級編制基準の弾力的運用が実施できるよう、加配教員の削減は行わないこと。
- 4 教職員の処遇について、新規採用を持続するとともに、専門性を発揮し、意欲を持って働くことができるよう、必要な財政措置を講ずること。
- 5 新卒者の就業機会や、教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を十分に考慮し、全ての自治体で定年引上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講ずること。
- 6 自治体の実効性のある学校の働き方改革を実行するために必要な財政措置を講ずること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議 案 提 出 に つ い て

議案「子どもに係る国民健康保険料の均等割の負担軽減等を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和7年9月17日

金沢市議会議長 前 誠 一 様

提 出 者				
金沢市議会議員				
〃	高	森	明	誠
〃	栗	端	雅	慨
〃	稻	田	泰	浩
〃	上	本		大
〃	坂	田	博	広
〃	麦	谷	美	徹
〃	新	田	盛	範
〃	広	野	洋	代
〃	熊	保	太	夫
〃	久	田		子
〃	福	保		郎

議会議案第21号

子どもに係る国民健康保険料の均等割の負担軽減等を求める意見書

国民健康保険制度の充実、誰もが安心して子育てをすることができる社会環境を実現する上で不可欠である。しかし、国民健康保険料の均等割については、年齢や所得にかかわらず、世帯の人数が増えることで負担が増大するため、特に子育て世帯の負担が大きいという問題がある。

令和4年度からは、未就学児の均等割保険料の5割を公費で軽減し、うち2分の1を国が負担する制度が導入されている。しかし、今なお子育て世帯の保険料負担を軽減する施策が十分に整備されているとは言い難い。全国知事会が、令和8年度国の施策並びに予算に関する提案・要望において、国民健康保険の子どもに係る均等割保険料の軽減措置対象の18歳までの引上げ及び軽減割合の拡充を図るよう求めているほか、全国市長会は6月に子どもに係る均等割保険料を軽減する支援制度について、対象年齢や軽減割合を拡大するとともに、財源を国が措置することを重点提言とし、全国町村会も、子どもに係る均等割保険料の軽減措置について国の負担割合を引き上げるとともに、対象範囲を拡大することを令和8年度の要望としているなど、さらなる対策が強く求められている状況にある。

よって、国におかれては、誰もが安心して子育てをすることができる社会環境を実現するため、18歳未満の子どもに係る国民健康保険の均等割保険料の負担を軽減する制度を整備するなど、国の責任と財政負担の下、子育て世帯における国民健康保険の負担軽減を実現するために必要な措置を速やかに講じるよう強く要望する。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議 案 提 出 に つ い て

議案「生活保護基準の見直し及びケースワーカー体制強化を求める意見書」を次のとおり会議規則第13条第1項の規定により提出します。

令和7年9月17日

金沢市議会議長 前 誠 一 様

提 出 者

金沢市議会議員

〃

〃

〃

〃

〃

高山

広熊

玉森

務下

田野

野尾

淳明

美盛

嘉

弘希

代夫

道昭

議会議案第22号

生活保護基準の見直し及びケースワーカー体制強化を求める意見書

我が国の生活保護制度は、日本国憲法第25条が定める「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する最後のセーフティーネットである。しかし近年、財政効率化を目的とした生活保護基準の引下げが進められ、受給者の生活不安を拡大させてきた。物価高騰や最低賃金の上昇など社会経済状況が大きく変化する中、基準の下方修正は制度の信頼性を損ない、国民の安心を揺るがしかねない。

さらに、本年6月には最高裁判所が、平成25年から段階的に行われた生活保護基準の引下げをめぐる、受給者に対する減額処分取消しの判決を下した。このような背景を踏まえ、生活保護基準の見直しが必要と考える。

また、生活保護受給者数の増加に伴い、現場のケースワーカーの業務負担が深刻化している。厚生労働省は1人当たり80世帯の担当を標準としているが、実際には100世帯を超える事例も多く、訪問支援や自立支援の質が十分に確保できない状況が報告されている。これでは制度の適正な運用が困難となり、ひいては行政全体の信頼を損なうおそれがある。

最低生活を保障する基準を安易に引き下げるのではなく、国において社会情勢に即した水準を確保するとともに、ケースワーカーの増員やICTの活用を進め、制度を持続可能なものとするための施策を実施することが強く求められる。

よって、国におかれては、下記の措置を早急に講じられるよう強く要望する。

記

- 1 生活保護基準の見直しに際しては、物価動向や最低賃金との整合性を十分に考慮し、下方修正を抑制すること。
- 2 ケースワーカーの配置基準を改善し、増員を図るとともに、AIやICTを活用して業務効率化を推進すること。
- 3 自治体が独自に人員確保を行えるよう、国による財政的・制度的支援を強化すること。

ここに、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。